

●対象となるサービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）／介護老人保健施設／介護医療院
短期入所生活介護（ショートステイ）

●負担限度額の認定申請

居住費・食費の負担軽減を受けるためには、「介護保険負担限度額認定証」が必要です。

市役所（各区役所）へ申請書を提出してください。

利用者負担段階は、本人及び配偶者の収入や資産状況、同一世帯の課税状況等により判定します。

認定後交付された「認定証」は、利用する施設に提示してください。

●提出書類

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・同意書・預貯金（普通・定期）の通帳、有価証券等のコピー（必ず記帳してからコピーしてください）

※（1）銀行名・口座番号・名義人等が記載してあるページ

（2）提出日からさかのぼって2か月分の記載ページの両方が必要です。

※本人及び配偶者名義の全ての通帳について、残高の多少に関わらず、コピーが必要です。

1段階～3段階は負担減額があります。

特別養護老人ホーム 油山緑寿園（入所の利用者負担金） 令和8年4月1日～（1）月の基本単位												
事業所	要介護度別 単位	基本 単 価	日 常 生 活	看 護 体 制	夜 勤 職 員	介 処 加 算	合 計 単 位	（1割者負担金）	食 事 代	居 住 費	1日当たりの 利用料	1ヶ月の負担金 （30日） 【第4段階の場合】
多床室	要介護度1	589	36	12	16	107	760	795	1,545	915	3,255	97,650
	要介護度2	659	36	12	16	118	841	879	1,545	915	3,339	100,170
	要介護度3	732	36	12	16	130	926	968	1,545	915	3,428	102,840
	要介護度4	802	36	12	16	141	1,007	1,053	1,545	915	3,513	105,390
	要介護度5	871	36	12	16	152	1,087	1,136	1,545	915	3,596	107,880
個室	要介護度1	589	36	12	16	107	760	795	1,545	1,231	3,571	107,130
	要介護度2	659	36	12	16	118	841	879	1,545	1,231	3,655	109,650
	要介護度3	732	36	12	16	130	926	968	1,545	1,231	3,744	112,320
	要介護度4	802	36	12	16	141	1,007	1,053	1,545	1,231	3,829	114,870
	要介護度5	871	36	12	16	152	1,087	1,136	1,545	1,231	3,912	117,360

★他にも、当会も行っている事業で、「社会福祉法人による利用者負担の軽減制度」（法人が減額分を負担）があります。

※制度適用の判定は、所得や資産を申告した上で「福岡市」が判定します。

- 1.世帯全員が市町村民税非課税
- 2.年間収入が単身世帯で150万円（世帯員1人増毎に+50万円）以下
- 3.預貯金などの額が単身世帯で350万円（世帯員1人増毎に+100万円）以下
- 4.自己居住用住居などの日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- 5.負担の能力のある親族等に扶養されていない
- 6.介護保険料を滞納していない

介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院8）やショートステイを利用する方の居住費・食費については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、居住費・食費の負担軽減を行っています。

介護保険負担限度額認定証の利用条件

軽減を受けられるのは、次の3つのいずれにも該当する方です

- ①本人及び同一世帯の方すべてが住民税非課税者であること
- ②本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税者であること
- ③預貯金等合計金額が、単身は500万円以下、配偶者がいる場合は両方で1,500万円以下であること

★認定要件である預貯金額は下記表のとおりです

★介護サービス利用時の自己負担額（医療費は、診療を行った医療機関に別途支払が必要となります）

サービス費用の1割（2割・3割）	+	日常生活費（理美容代など）	+	食費	+	居住費（滞在費）	=	自己負担額
------------------	---	---------------	---	----	---	----------	---	-------

●食費・居住費（滞在費）の負担限度額（単位：円／日）

利用者負担段階		居住費（滞在費）の負担限度額		食費の負担限度額
		従来型個室	多床室	
第1段階	・老齢福祉年金の受給者、または生活保護受給者 ・本人の預貯金などの合計が1,000万円以下の方（配偶者がいる場合は夫婦合わせて2,000万円以下）	380	0	300
第2段階	・「本人の課税対象年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額」が82.65万円以下 ・本人の預貯金などの合計が650万円以下の方（配偶者がいる場合は夫婦合わせて1,650万円以下）	480	430	390
第3段階（1）	・「本人の課税対象年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額」が82.65万円以上120万円以下 ・本人の預貯金などの合計が550万円以下の方（配偶者がいる場合は夫婦合わせて1,550万円以下）	880	430	680
第3段階（2）	・「本人の課税対象年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額」が120万円以上 ・本人の預貯金などの合計が500万円以下の方（配偶者がいる場合は夫婦合わせて1,500万円以下）	980	530	1,420
第4段階	・住民税課税世帯の方（基本単価）	1,231	915	1,545

※第4段階の負担額は、施設における平均的な費用を勘案して国が定めた基準費用額であり、具体的な負担額は施設の基準によります。